



あぐりあす

第274号



～ 掲 載 内 容 ～

ページ

1 久慈地域の情報

○土壌診断のご案内

- ・農産物の収量増加と品質向上、それに加えて肥料コストの低減のために、年に1度の土壌診断をおすすめしています。

・・・別添

○普及現地情報

- ・主産地で担い手の妖精たちがほうれんそうを“生産”
～久慈小学校の総合学習をお手伝い～

・・・1

2 お知らせ

○農薬の適正な使用はなぜ大切か？(2)

- ・「農薬の使い方を間違える原因って想像できますか？」という内容を紹介します。(4回連載)

・・・2

○秋の農作業安全月間

- ・普段の農作業を今一度見直しましょう！
- ・農業者の方も労災保険に特別加入できます。万が一の事故の際に確実な補償を受けられるように検討しましょう。

・・・7

○農業情報メールサービスの紹介

- ・岩手県の農作物技術情報や農村地域などの情報を幅広く提供するメールサービスを行っています。ぜひご活用ください。

・・・8

「あぐりあす」とは、...

アグリ(農業) + リアス(式海岸)を
組み合わせた造語と伝えられています、...



主産地で担い手の妖精たちがほうれんそうを”生産” ～久慈小学校の総合学習をお手伝い～

久慈小学校第3学年児童91名が7月18日にほうれんそうの収穫体験を行いました。

同小の総合学習の一環で、久慈地域が主産地のほうれんそうについて、栽培体験を通じて、自然を生かした久慈市の農業や食文化を理解するとともに、地域の一員として貢献する意識を児童に持ってもらおうと企画されているもので、今年で9年目。

児童からは「ほうれんそうは短い時間にこんなに大きくなってすごい。」といった感嘆の声や「コツがわかったので育てて役に立てたい。」といった意欲的な声が聞かれました。

今年は、秋にもう一回栽培し、観察記録にまとめ、来年取り組む下級生のためパンフレットを作成する予定とのこと。

久慈農業改良普及センターでは、この総合学習がはじまった第1回（平成26年）から協力し、ほうれんそう主産地としての歴史や栽培管理などの解説を担当。将来の担い手となる”妖精たち”に食・生活を支える農業を理解し、職業として興味を抱いてもらえるよう、様々な取組を支援していきます。



播種の様子（6月8日）



収穫の様子（7月18日）

農薬の適正な使用はなぜ大切か？(2)

「農薬の適正な使用」に関する特集の2回めです。

今回は、「農薬を使わずに、防除もしないと、農作物はどーなる？」という記事で解説しました(あぐりあす第273号)。

今回は「**農薬の使い方を間違える原因って想像できますか？**」という内容です。

農薬を使用する皆さん(使用者)には「農薬取締法」で、①使用禁止農薬・無登録農薬の使用禁止(法第24条)、②農薬使用基準の遵守(法第25条)という遵守義務のほか、③農薬の使用に関する理解促進(法第27条)のため、農業普及員等の指導を受け、

「農薬を知る・理解する・適正に使う」

という行動が求められています。

皆さんには、そんなこと知っているよ、何をいまさら！と叱責されるかもしれません。くどいようですが、**農薬**(「農林水産省登録第〇〇号」と記載ある農薬)の**容器・袋等のラベルに記載**されている、適用病害虫の範囲及び使用方法(散布方法・使用時期・使用回数・希釈倍数・使用量)、農薬の保管場所・使用上の留意事項、最終有効年月に従って、**農薬を安全かつ適正に使用**するほか、農薬の**使用計画書**や**住宅地等の飛散防止措置、記帳**などを適切に行うことが求められています。

■ 農薬の使い方を間違える原因って想像できますか？

ア 農薬の使い方を間違えるとどーなるの？


- ① 使用基準違反(農薬取締法違反)
- ② 残留基準値超過(農薬取締法違反、食品衛生法違反(出荷))
 - **法律に違反**していますので、「農薬取締員」や「保健所職員」の立入検査★の後、国に報告するほか、マスコミ等への公表事案となることがあります。 … 結構嫌な気持ちになります(泣)

表 県内産農産物における農薬残留基準値超過の事例

地域	時期	作物	検出成分	原因
一戸町	R3.6月	レタス	トルクロホスメチル	隣接圃場からの飛散
陸前高田市	R2.5月	ほうれんそう	エトフェンプロックス	適用外使用
雫石町	H29.6月	ほうれんそう	フェントロチオン	収穫時期の誤り
八幡平市	H28.12月	しゅんぎく	ダイアジノン	適用外使用
九戸村	H27.12月	しゅんぎく	エトフェンプロックス	不明(洗浄不十分?)
一関市	H27.12月	にら	ダイアジノン	使用時期・使用量の誤り
奥州市	H26.11月	チンゲンサイ	クロロタロニル	散布器具の洗浄不足
盛岡市	H24.12月	しゅんぎく	フェンバレレート	散布器具の洗浄不足
一関市	H24.12月	しゅんぎく	ジノテフラン	散布器具の洗浄不足
奥州市	H22.12月	しゅんぎく	ポスカリド	散布器具の洗浄不

品目:施設栽培、**軽量の葉物野菜類**がほとんど
 原因:**使用方法の間違い、散布器具の洗浄不足**が多い

農薬残留基準値超過の事例



農薬の保管管理状況

岩手日報 令和2年5月30日

著作権の関係で
表示できません

【作物】ほうれんそう
 【原因】適用外使用 ● 農薬使用基準違反!
 (ラベル表示(使用基準)遵守の意識不足)
 散布器具の洗浄不十分、計量間違い

【本事例のその他のリスク】①少量多品目 ②軟弱野菜 ③防除実績記帳なし ④雑然とした保管管理 ⑤容器キャップで計量 ⑥残液処理(余った薬液を適用外作物に使用)

★ 次号(あぐりあす第275号)で立入検査について解説します。
 (違反があったら農薬取締法に基づいてどんな立入検査を受けるのか?)

イ 間違えるときってどんな原因があるの？

- ① 適用作物の誤認(思い込み) ➡ (添付した緑の安全推進協議会作成のリーフレットを確認ください！)、
- ② 使用回数や倍率の間違い、 ③ 収穫前日数の誤認
- ➡ [対策] 農薬ラベルで確認； わからない時は普及センターやJA 等に確認して！

ウ 間違えたつもりはないのだけれど・・・というときの間違いの原因

- ① **農薬散布器具の洗浄不十分**(タンクやホースに残っているケース)
 …… 動力噴霧器のホース 50mには約7ℓの残液が！
 使用後のすすぎ洗いは十分に行いましょう！！(すすぎの水が透明になるまで)
- ② **土壌残留**(育苗ハウスで散布した箱施用剤が後作の野菜の根から吸収)
- ③ **飛散(ドリフト)**／風の強い日に散布して近隣の作物に飛散)
- ④ その他(**不適切な使用**／除草剤を液肥容器に移し替えて散布)



【参考】

散布による作物のタイプ別残留リスク

農薬の残留しやすい	軽量の葉菜類	こまつな、しゅんぎく等
	根菜類の葉	だいこんの葉 等
さやも食べる豆類	えだまめ、さやえんどう等	
軽量・小型の果実	うめ、すもも等 ピーマン、ししとう等	
果菜類	なす、きゅうり等	
果実類	りんご、ぶどう等	
外皮に覆われた作物	稲、麦、大豆等	
地下部にある作物	いも類、根菜類の根部等	

農薬取締法で定める罰則について (法 第8章 罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、**3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

3 (中略)第24条又は第25条第3項の規定に違反した者

★ 第24条(使用の禁止)

無登録農薬・販売禁止農薬

第25条(農薬の使用の規制)

省令等で定める農薬を使用する者が遵守すべき基準(使用基準)

令和5年度に発生した農薬の使用基準違反発生状況

月・旬	作物名	農薬	内容	使用の詳細	農業従事年数	備考
6・上	なす	ネキリエースK	適用外使用 (なすに登録のない農薬を使用)	ネキリエースKは野ソに対する効果が見込めると思い込み、農薬使用基準を確認せずに散布したもの。 ※ネキリエースKは「野ソ」への登録も「なす」での登録もない。	農業年数：約35年 なす栽培年数： 5年	出荷なし。 ※安全確認後出荷
6・中	ピーマン	デナポン5%ベイト	適用外使用 (ピーマンに登録のない農薬を使用)	昨年、ネキリムシの発生があったことから、家庭菜園用に購入した農薬を農薬使用基準を確認せずに出荷用のピーマンにも散布したもの。 ※デナポン5%ベイトはキャベツ等で「ネキリムシ類」への登録はあるが、「ピーマン」での登録はない。	農業年数：約10年 ピーマン栽培年数： 3年	出荷なし。 ※安全確認後出荷
6・下	ぶどう	コテツフロアブル	希釈倍数の誤り (2,000倍で散布するものを1,000倍で散布)	農薬を使用する際に農薬使用基準をしっかりと確認せずに散布したもの。	農業年数：約40年 ぶどう栽培年数：35年	出荷なし。 ※安全確認後出荷
7・上	ピーマン	ダイアジノン乳剤40	適用外使用 (ピーマンに登録のない農薬を使用)	アブラムシやダニ類に対する効果が見込めると考え、農薬使用基準を確認せず散布したもの。 ※ダイアジノン乳剤40はきゅうり等で「アブラムシ類」や「ハダニ類」に登録があるが、「ピーマン」での登録はない。	農業年数：4年 ピーマン栽培年数： 4年	出荷なし。 ※安全確認後出荷
7・下	ピーマン	ベフドー水和剤	適用外使用 (ピーマンに登録のない農薬を使用)	自家菜園で栽培しているきゅうりにベフドー水和剤を散布した後、農薬使用基準を確認せずに、ピーマンにも使用できるものと誤認し、散布したもの。 ※ベフドー水和剤は「きゅうり」での登録はあるが、「ピーマン」での登録はない。	農業年数：16年 (きゅうり15年) ピーマン栽培年数： 1年	出荷有り。 自主回収を実施 発覚後の出荷は、安全確認まで、停止

※令和5年度に農薬取締法に基づく立入調査を実施したもの（生産物の出荷が無かったものも含む）。

※登録に関する記載は令和5年8月5日現在の内容で記載。

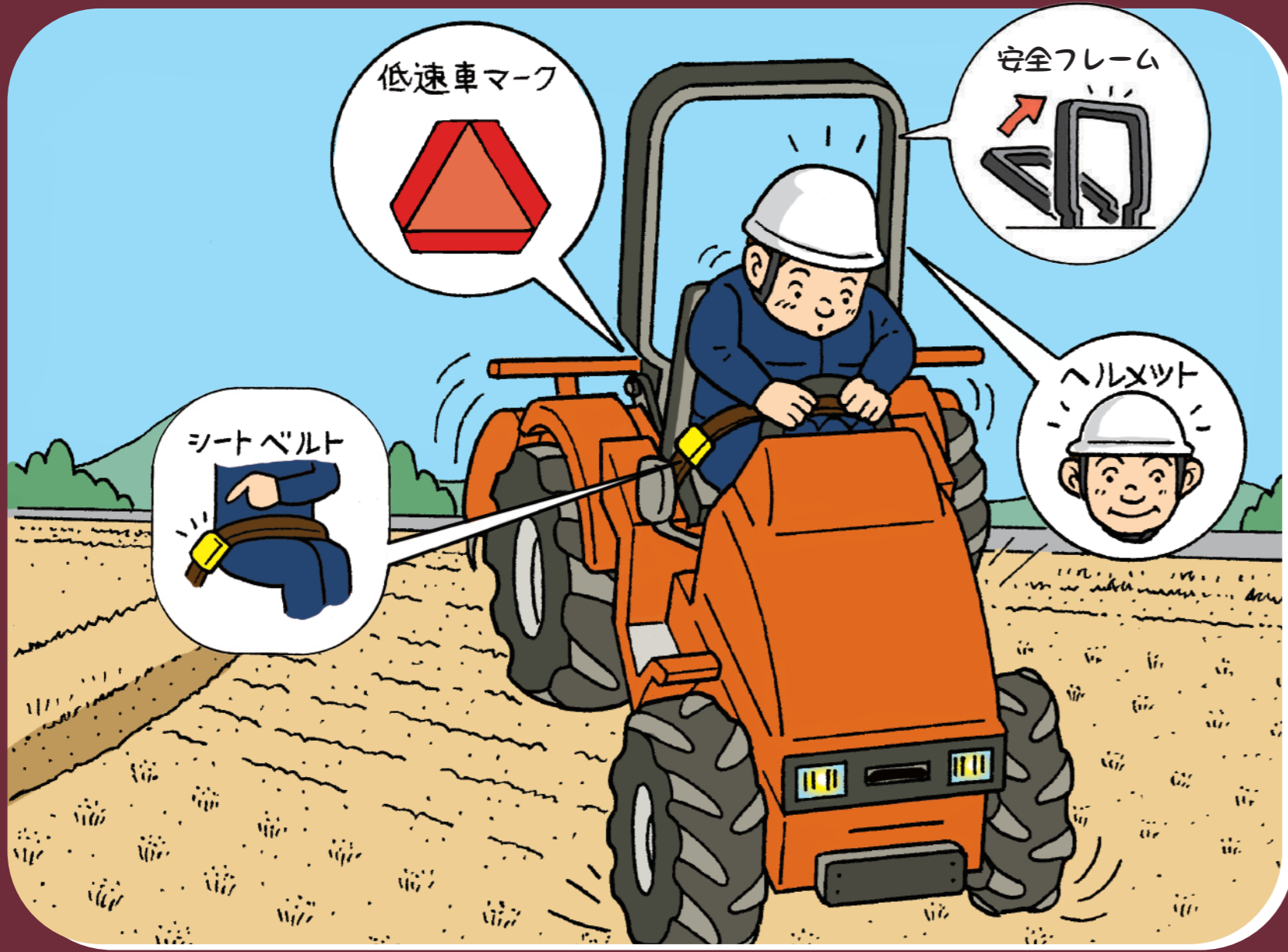
○特に栽培を開始してから5年以下の方の誤使用が多く、**適用外使用**（栽培している作物に使用できない農薬の使用）が多い。

農作業 慣れと油断が



事故のもと

令和5年度 岩手県農作業安全スローガン



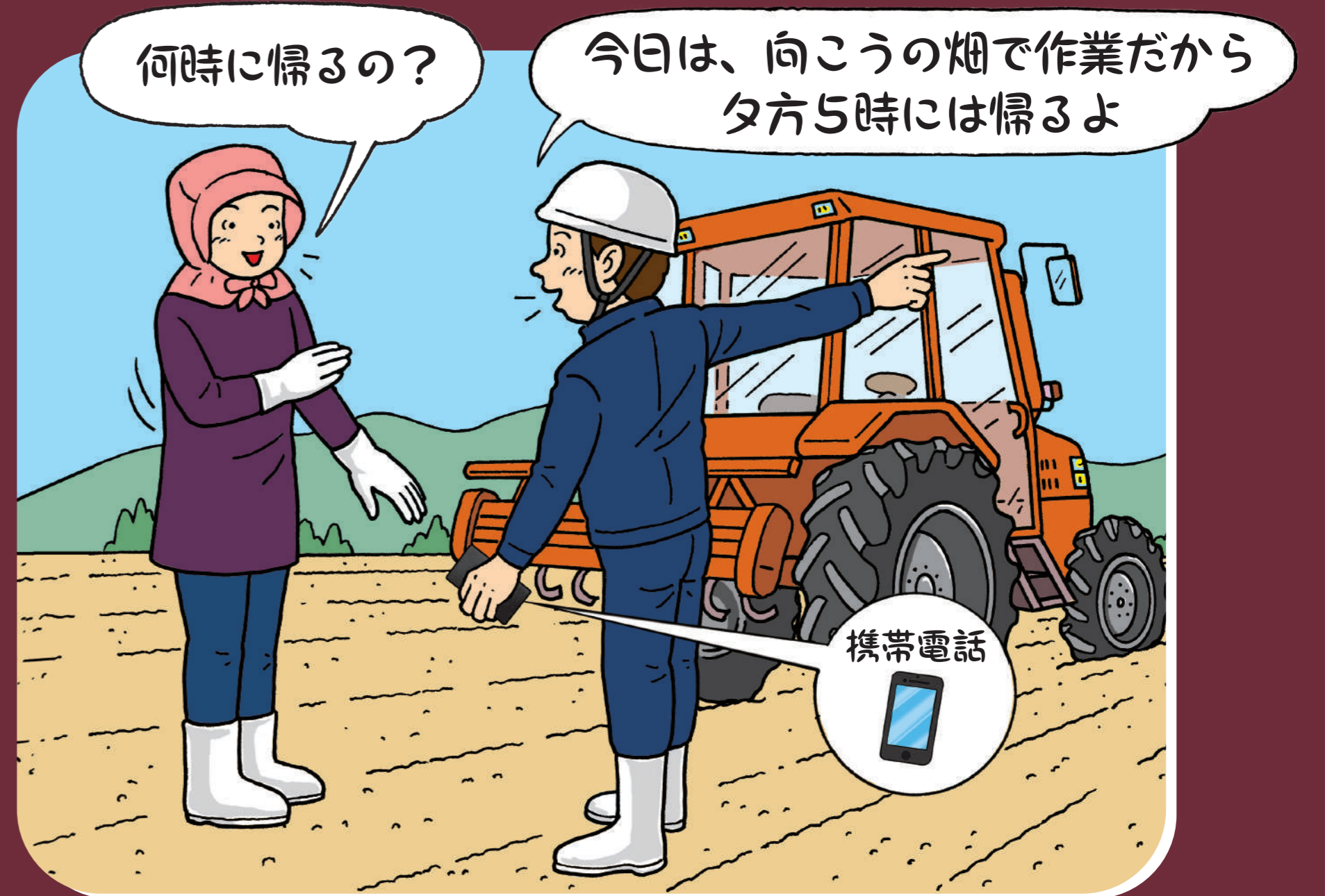
トラクターに安全フレーム装着！
運転者はシートベルト着用！



水分、塩分補給など熱中症対策
を十分に！



強風・乾燥時は野焼きをしない！
作業は、準備と注意をしっかりと！



家族に作業場所と帰宅時刻を知らせよう！
携帯電話を携帯しよう！

農業者の方も労災保険に特別加入できます。
万が一の事故の際に確実な補償を受けられるように検討しましょう。

春の農作業安全月間 4月15日(土)～6月15日(木)
秋の農作業安全月間 9月15日(金)～11月15日(水)

電子メールを活用した農業情報のサービスを行っています

久慈農業改良普及センターでは、農作物技術情報、台風や気象災害などへの注意情報、病害虫に関する情報、スマート農業に関する情報などをタイムリーに入手することに役立つメール配信をしています。

ご自身のメールから ce0026@pref.iwate.jp (普及センター組織アドレス) まで「氏名」、「住所」、「電話番号」を送信していただければ、いつでも登録できます。登録すれば久慈農業改良普及センター(地域 ML)からだけでなく、県(県 ML)からも情報が配信されます。

【QRコードからも申込みできます】

これまでに県から配信した内容は、次のような内容です。

- ・農作物技術情報(毎月、号外あり)
- ・農作物病害虫発生予察情報
- ・病害虫防除速報(水稻、野菜、果樹、花きなど)
- ・産地情報「産地紹介・人物紹介」(毎月)
- ・県からのお知らせ(イベント案内、研修会案内など)



今後も随時、情報発信していきますので、ぜひご利用ください。

～いわてアグリベンチャーネット掲載記事の紹介～

いわてアグリベンチャーネットでは、毎月、各地域の農業情報をお知らせしています。

【6、7、8月分の掲載記事】

- 産地紹介:《奥州》りんごの魅力たっぷりな心地良い空間のカフェ～Mizusaki Note(ミズサキノート)～
:《久慈》産地情報『北三陸の“海・山・里・ひと”を繋ぐ交流拠点施設』～道の駅いわて北三陸(久慈市)～
:《宮古》産地記事『宮古地域における「銀河のしずく」栽培の状況』
- 人物紹介:《大船渡》人物紹介「美味しく、新鮮ないちごを地域へ届けたい 千葉勝久さん」
:《一関》(人物紹介)まさしくりんご1年生 鈴木浩平さん
:《盛岡》就農希望者必見！りんどう農家の私は、元々農業大嫌いでした！！

○『普及活動年報』 県内各地域の普及センターの取組を紹介します。

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/index.html>



久慈農業改良普及センターfacebook 公開中！

久慈寒次郎が、最新の情報や、HOT な情報をお届けします。
下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.facebook.com/岩手県久慈農業改良普及センター-581601925540151/>

